

「重点支援地方交付金」の活用によるトラック運送事業者への支援について

令和7年11月21日に閣議決定された『強い経済』を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた事業者等を支援するため、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）」が2兆円規模で拡充され、その推奨事業メニューとして「⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」「⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援」が示されております。

また、内閣府および国土交通省の事務連絡において、同交付金を活用した公共交通・物流事業者への支援について、「可能な限り年内の予算化に向けた検討」を速やかに行うよう、地方公共団体に対する依頼がなされております。全日本トラック協会の取りまとめによれば、既に多数の都道府県・市町村において、重点支援地方交付金等を活用したトラック事業者向けの支援が実施・検討されています。

トラック運送業は、平時・災害時を問わず生活物資や産業物資の輸送を担う「社会インフラ」であり、その機能維持は大阪経済と府民生活の基盤です。つきましては、下記の事項につき、ご高配を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 重点支援地方交付金を活用した支援制度の創設・拡充

重点支援地方交付金の推奨事業メニュー「⑨」「⑩」を最大限ご活用いただき、トラック運送事業者を対象とする、燃料費負担の緩和（トラック保有台数に応じた現金給付〔1台当たり一定額を交付する方式等〕を含む）、省エネ・安全機器等の導入支援、人材確保・育成支援などの制度を、大阪府および府内市町村において創設・拡充されるようお願い申し上げます。

2. 早期の予算化と切れ目のない支援の実施

国の事務連絡の趣旨を踏まえ、令和7年度補正予算および令和8年度当初予算等において、トラック運送事業者向け支援策の早期の具体化・予算化を図っていただき、支援が途切れることのないようご配慮くださいますようお願い申し上げます。